意思決定機関に関する規程

1章　　総　則

第 1 条（目的）

この規定は、株式会社ピーエルジェイインターナショナル（以下「会社」という。）の運営及び意思決定に関する事項は、法令または定款に規定するものかは、本規程に定めるところによる。

第 2 条 （株主）

1. 会社は、事業年度の末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、当該事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とみなす。
2. 前項の規定は、前項の日以降に株式を取得した者の全部又は一部の議決権を行使することができるものとすることを妨げるものではない。ただし、当該株式の基準日株主の権利を害することができない。

第 2 章 株主総会

第 3 条 （権限）

株主総会は、会社法に規定する事項及び会社の組織、運営、管理その他会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

第 4 条 （招集）

定時株主総会は、毎事業年度終了の日から 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合には、いつでも招集することができる。

第 5 条 （招集手続）

1. 株主総会は、代表取締役が招集する。代表取締役がこれを行うことができないときは、取締役のいずれかがあらかじめ決められた順序に従い、株主総会を招集するものとする。株主が請求する場合、会社法の規定に従い、株主は、株主総会を招集することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、株主総会は、議決権を有する株主全員の同意ある場合は、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第 6 条 （議長）

株主総会の議長は、代表取締役がこれにあたる。当該取締役に事故があるときは、株

主総会で議長を選出する。

第 7 条 （決議）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
2. 各株主は、1 株につき 1 個の議決権を有する。

第 8 条 （議決権の代理行使）

株主は、代理人をもって、その議決権を行使することができる。この場合、代理人は、代理権を証する書面を会社に提出することを要する。

第 9 条 （議事録）

株主総会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令に定める事項を記載又は記録して、議長又は出席した取締役が署名又は記名捺印して、会社に保存するものとする。

第 3章　取 締 役

第 10 条 （取締役の員数）

会社の取締役は 1 名以上とする。

第 11 条 （取締役の選任）

取締役は、株主総会において選任する。

第 12 条（任 期）

1. 取締役の任期は、選任後 10 年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠又は増員により就任した取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

第 13 条 （代表取締役及び役付取締役の選定）

1. 株主総会は、その決議により、取締役の中から、会社を代表すべき取締役を選定することができる。
2. 取締役は、その互選によって社長 1 名を選任することができる。

第 14 条　（報酬及び退職慰労金等）

取締役の報酬、賞与及び退職慰労金その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議で定める。

（付則）

本規程は、2022年７月１日より実施する。